



KMC SUPER GYMKHANA 2026 桃豚 CUP



特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)のF I A国際モータースポーツ競技規則および、その付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(J A F)の国内競技規則および、その細則に従い準国内格式として開催される。

第2条 競技会の名称

2026年 JAF 東北ジムカーナ選手権 第7戦
2026年 JMRC 東北ジムカーナシリーズ第8戦
2026年 JMRC 全国オールスター選抜 第7戦
2026年秋田県ジムカーナシリーズ 第5戦
KMC SUPER GYMKHANA 2026 桃豚 CUP

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF 公認：準国内格式競技(2026-6208)

第5条 開催日

2026年9月20日(日)

第6条 競技会開催場所

新協和カートランド(公認No.2026-I-0501)
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川嗽沢 1-2
TEL 018-873-3966

第7条 オーガナイザー

協和モータースポーツクラブ(KMC) 代表(堀野 仁)
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川嗽沢 1-2 TEL 018-873-3966

第8条 組織委員会

組織委員長	菅原 智志(DSCC-A)	組織委員	加藤 正美
組織委員	熊谷 修(KMC)		

第9条 競技会主要役員

☐ 審査委員会

審査委員長	山本 朗(DSCC-A)	審査委員	立川 敬士(DSCC-A)
-------	--------------	------	---------------

☐ 競技役員

競技長	菅原 智志(DSCC-A)	副競技長	熊谷 修(KMC)
コース委員長	加藤 正道	計時委員長	羽沢 正紀(DSCC-A)
技術委員長	佐々木 洋(DSCC-A)	救急委員長	加藤 正美
事務局長	熊谷 修(KMC)		

第10条 参加申込・参加料（費用）・期間

□参加申込先 〒010-0042 秋田県秋田市桜2丁目10-15 事務局 熊谷 修
TEL 090-4633-1094 FAX 018-800-0421
HP <https://kmc.mame-design.com>
E-mail kyowamotorsportsclub@gmail.com

申込は原則メールにてお願いします。（書留/FAX 可）FAX 申込の方は当日原本をお持ちください。

□振込先

北都銀行 秋田東支店（257） 普 8151454 協和モータースポーツクラブ 会計 熊谷 修

□参加受付期間

2026年9月1日（火）～9月13日（日）必着

◆参加費用（銀行振込・書留郵便可）

- ・JAF東北選手権クラス ￥16,800-
- ・JMRC東北シリーズ ￥12,800-
(JMRC東北非会員 ￥14,800-) 提示無しも同等
- ・クローズドクラス ￥9,800-(臨時会員費含む)
- ・秋田県シリーズ
 - 一般クラス ￥9,800-
 - ビギナークラス ￥7,800-
 - 学生（どのクラスも） ￥7,800-

※本大会は**昼食付（豚カツケータリング）**となります。

※サービスの方の昼食も注文可能です（1食¥900）

※締切超過は3日前を限度とします。その際の延滞金
は1日につき¥1,000-をペナルティとして徴収いたします。

第11条 競技会のタイムスケジュール（予定）

ゲートオープン	6:30
競技参加受付	7:00～7:50
公式車検	7:10～8:00
慣熟歩行	7:30～8:30
開会式・ブリーフィング	8:40～
第1ヒートスタート	9:15～
慣熟歩行	第1ヒート終了後
第2ヒートスタート	慣熟歩行終了後
表彰式	正式結果発表後

※免許証の記載内容の証明は参加者の責任において、オーガナイザー提示できるように用意することとし、
提示方法は警察庁、警視庁（各県警）等から発表された方法といたします。（マイナポータル・アプリ等）

第12条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所はコントロールタワー周辺
- 2) ドライバースブリーフィングはコントロールタワー周辺
- 3) ドライバーの服装はスピード競技開催規定に従うこと

第13条 競技の参加制限・クラス成立台数

最大参加台数は原則として制限しない。クラス成立は3台以上とする。（秋田県シリーズはクラス制限なし）

第14条 参加資格

2026年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第13条に従う。

第15条 車両変更

2026年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第16条 信号合図

2026年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

第17条 参加車両/競技クラス区分

1) JAF 東北ジムカーナ選手権クラス区分

2026年度 JAF 国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従い尚且つ下記クラス区分とする。

PN-AT : 自動変速機付きのPN車両※2※3

PN1 : 1600cc 未満で前輪駆動のPN車両※2※3

PN2 : 1500cc 未満で後輪駆動のPN車両※2※3

PN3・4 : 1500cc 以上で2輪駆動のPN車両※2※3

PN5 : 上記にPNクラスに該当しないPN車両※2※3

BTW-2 : UTQG のTREDWEAR が280以上のタイヤを使用する2輪駆動のB・SA・SAX車両※1

BTW-4 : UTQG のTREDWEAR が280以上のタイヤを使用する2輪駆動のB・SA・SAX車両※1

BSC-2 : 前輪駆動ならびに後輪駆動のB・SC車両

BSC-4 : 4輪駆動のB・SC車両

※1の記号のあるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。

UTQG のTREDWEAR が280以上（タイヤの刻印にて確認）のタイヤ。

※2の記号のあるクラスは、2026年度全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則 第2章 第2条2)を適用し、さらにUTQG のTREAD WEAR200以上（タイヤの刻印にて確認）のタイヤも適用とする

※3の記号のあるクラスは、FIA/JAF 公認発行年またはJAF 登録年が2007年1月1日以降の車両とする。

2) JMR C東北シリーズクラス区分

1クラス : 1000cc 未満（過給機付き軽自動車も可）※1

2クラス : 1000cc 以上の前輪駆動の車両※1

3クラス : 1000cc 以上の後輪駆動の車両※1

4クラス : 1000cc 以上の4輪駆動の車両※1

5クラス : 排気量区分なし（Sタイヤクラス）

6クラス : クローズドクラス

※1の記号のあるクラスはSタイヤの使用が認められない。

※全てのクラスでオートマチック車両で参加出来ます。

※1～6クラスはナンバー付き車両／B車両まで

ナンバー付き車両／B車両までとは車検に適合する範囲で改造している車両

3) 秋田県ジムカーナシリーズクラス区分

Kクラス : 660cc 未満（ターボ・AT含む）

ATクラス : 排気量、駆動方式制限なし

2WDクラス : 660cc 以上の2輪駆動の車両

4WDクラス : 660cc 以上の4輪駆動の車両

ビギナークラス : 参戦・経験1年未満

オープンクラス : 駆動方式・排気量の制限なし（ナンバー無し車両に限りスリックタイヤ使用可）

マスタースクラス 年齢満 60 歳以上（車両はオープンクラスに準ずる）

※使用可能タイヤについて

Kクラスからビギナークラスまで市販ラジアルとする。（UTQG の TREADWEAR200 以上を基準とする）
海外タイヤの使用も認める。純正装着タイヤも認める

※全クラス、ライセンスは不要とするが JMRC 東北の共済加入を強く推奨する。

※①～⑤までのクラスはそのままの状態で車検適合する車両であること。

※⑥オープンクラスはスピード競技規定に基づいた車両（SA-X.SC.D 等）、車検に適合する車両など制限はないが、明らかな違法改造車は当日の車両検査において参加を取り止める場合がある。事前に主催者に問い合わせること。

※仮ナンバーでの移動は不可とし積載車等により搬入をすること。仮ナンバーでの競技参加も原則認めない。

第 18 条 順位の決定

2026 年の日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 30 条に従う。

第 19 条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2026 年の日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 31 条に従う。

第 20 条 参加受理

参加の受理、受理書の発送は致しません。当クラブ HP または JMRC 東北の HP 上にて告知する。

また不受理もしくは不成立の場合は電話、もしくはメールにてその旨通知する。

第 21 条 一般安全規定

2026 年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 32 条に従う。パドック内において行う行動・作業等は十分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第 22 条 リタイヤ

リタイヤ後の車両の処置については競技役員の指示を仰ぐこと。

第 23 条 「再出走」と「同一車両による重複参加」による作業

「再出走」による車両に対する作業内容と「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際の車両に対する作業内容は、以下の通りとする。

ボンネットの開閉、タイヤの清掃（作業用手袋のみ使用可）・空気圧調整、および窓拭きのみとし、その他の作業は一切禁止される。

第 24 条 計測

スピード競技開催規定第 14 条に従う。光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2 個以上のストップウォッチを使用する。

第 25 条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為を行った場合。
- 3) 車両保管中、申告無しに競技車両を持ち出したり修理した場合。

第 26 条 賞典

全クラス 1 位～3 位 メダル

全クラス 1 位～6 位 盾・副賞

賞典の制限（出走台数）

■ JAF 東北ジムカーナ選手権クラス

■ JMRC 東北シリーズクラス

3 台・・・・・・・・・・ 1 位のみ表彰・副賞

4～5 台・・・・・・・・・・ 2 位まで表彰・副賞

6～7 台・・・・・・・・・・ 3 位まで表彰・副賞

8～9 台・・・・・・・・・・ 4 位まで表彰・副賞

10～11 台以上・・ 5 位まで表彰・副賞

12 台以上・・・・・・・・・・ 6 位まで表彰・副賞

■秋田県シリーズクラス

3 台	1 位のみ楯または副賞	4 ～ 5 台	2 位まで楯または副賞
6 ～ 7 台	3 位まで楯または副賞	8 ～ 9 台	4 位まで楯または副賞
1 0 ～ 1 1 台以上 . .	5 位まで楯または副賞	1 2 台以上	6 位まで楯または副賞

第 2 7 条 遵守事項

2 0 2 6 年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第 33 条に従う。

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに則りマナーを保たねばならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。
- 5) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第 2 8 条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が 責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストは J A F および オーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

大会組織委員会

協和モータースポーツクラブ HP



J M R C 東北ジムカーナ部会 HP



J M R C 秋田 HP

